

特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 契約業者が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 契約業者は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また契約業者は、この契約の下請負若しくは受託させた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要綱に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 契約業者は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請負人等の不当要求(以下、「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る当協議会監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当副主幹(以下、「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また契約業者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 契約業者は(3)に定める報告及び届出により、当協議会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 当協議会及び契約業者は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程に調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。